地区別申告相談を実施します

平成 29 年分の確定申告、住民税申告が2月 16 日（金）から始まります。

所得税・住民税の申告は、**平成 29 年1月1日から 12 月 31 日までの1年間に収入があり、平成 30 年1月1日現在、小平町に住所のある人**がしなければなりません。

また、その年中に**収入のない人でも、国民健康保険税の算定や軽減、国民年金保険料の減額・免除申請、各種手当等の支給判定など、多くの公的手続きに必要な場合があります**ので、住民税の申告が必要となります。

■次の日程で、地区別申告相談を実施しますので、是非ご利用ください。

地区		日時	時間	場所
本郷地区		2 月 16 日(金)	午前 10 時～ 12 時 午後 1 時～ 3 時	本郷地区集落センター
臼谷地区		2 月 19 日(月)	午前 10 時～ 12 時 午後 1 時～ 3 時	臼谷福祉会館
鬼鹿地区	秀浦、広富、元浜、千松、豊浜	2 月 20 日(火)	午前 9 時 30 分～ 12 時 午後 1 時～ 4 時	鬼鹿公民館 1 階会議室
	港町 1、港町 2	2 月 21 日(水)		
	港町 3、田代	2 月 22 日(木)		
達布地区		2 月 26 日(月)	午前 10 時～ 12 時 午後 1 時～ 3 時	達布活性化センター
小平地区	本町、末広、中央、真砂、高砂、大椴	3 月 1 日(木)	午前 9 時 30 分～ 12 時 午後 1 時～ 4 時	小平町文化交流センター 小ホール **※昨年度より会場が変更になっています。**
	旭町、旭町 1	3 月 2 日(金)		
	旭町 3、新町、新町 2	3 月 5 日(月)		

■地区別申告相談に来られる時に持参していただくもの

○印鑑

○収入金額や必要経費が確認できる書類
給与、公的年金の源泉徴収票、毎月の収入の記録、経費の領収書など。

○各種控除が確認できる書類
健康保険料等の領収書、医療費の支払領収書、医療費通知、国民年金保険料支払証明書または領収書、生命保険料・損害保険料（旧長期のみ）・地震保険料の控除証明書、障害者手帳など。

○マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカード(個人番号カード)がない場合は、通知カード　+　運転免許証、パスポート　など

注 1）確定申告については、3 月 15 日以降は役場で申告できませんので、直接税務署で申告することになります。
また、申告義務があるにもかかわらず申告されなかった方は、平成 30 年度の各種証明書（所得証明、課税証明等）が発行できません。

注 2）年金所得者で確定申告が不要の方でも、住民税で各種控除（医療費控除、生命保険料控除等）を受ける場合は、住民税の申告が必要です。

◎問い合わせ先　財政課税務係（内線 216・217・233）

献血車ひまわり号が来町します！！
～献血はみんなのできる助け合い～

2月23日（金）

☆役場鬼鹿支所裏駐車場　9：00～9：40　☆おにしか更生園前　10：00～10：40
☆小平町役場前　12：00～14：40　☆南るもい農協前　15：00～16：00

患者さんの輸血時の副作用を軽減するため、医療機関では 400ml 献血由来製剤の需要が年々増加していますので、400ml 献血に多くの方のご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ　保健福祉課福祉係（内線 273）